

「日本における大学の形成」と「戦後の学制改革」

太田 明

〈法学部教授〉

はじめに

私の担当分は第4回「日本における大学の形成」と第8回「戦後の学制改革」である。前者では明治初年から大正期までを、後者では戦後教育改革における大学法制を主とし、さらに最近の大学改革の一部に触れた。日本の大学史という観点貫くならば、この両者の間に帝国大学を中心とする旧制大学の歴史が位置づくが、この点は第5回「旧制大学の歩み」に委ねた。

講義に先立つ2006年度校友会関係事業で「愛知大学60年のあゆみ」という講演を行う機会を与えられ、その内容は「大学史をどう語るか—大学史講義案—」（以下「講義案」と略記）¹⁾として公表した。講義ではやや別の観点も付け加えてはいるが、大部分はほぼこれに基づいている。したがって、本稿もまた「講義案」の再録に近いものになることをあらかじめお断りしておく。

「講義案」でも指摘したように、この講義は高等教育史的な意味合いでの「大学史」というよりも、『愛知大学小史—六十年の歩み—』（以下『小史』）[2] 刊行を契機として学生の自校への関心を高めることに資するべき「自校教育」的な意味合いを有している²⁾。したがって、日本における大学の形成とその中における本学および本学前身校の位置づけに腐心した。そのために、明治期では日本における大学そのものの形成と私立大学との関係、特に「大学令」による専門学校の大学昇格問題に、戦後の学制改革では旧制大学から新制大

学への切り替えの問題に焦点を合わせることにした³⁾。

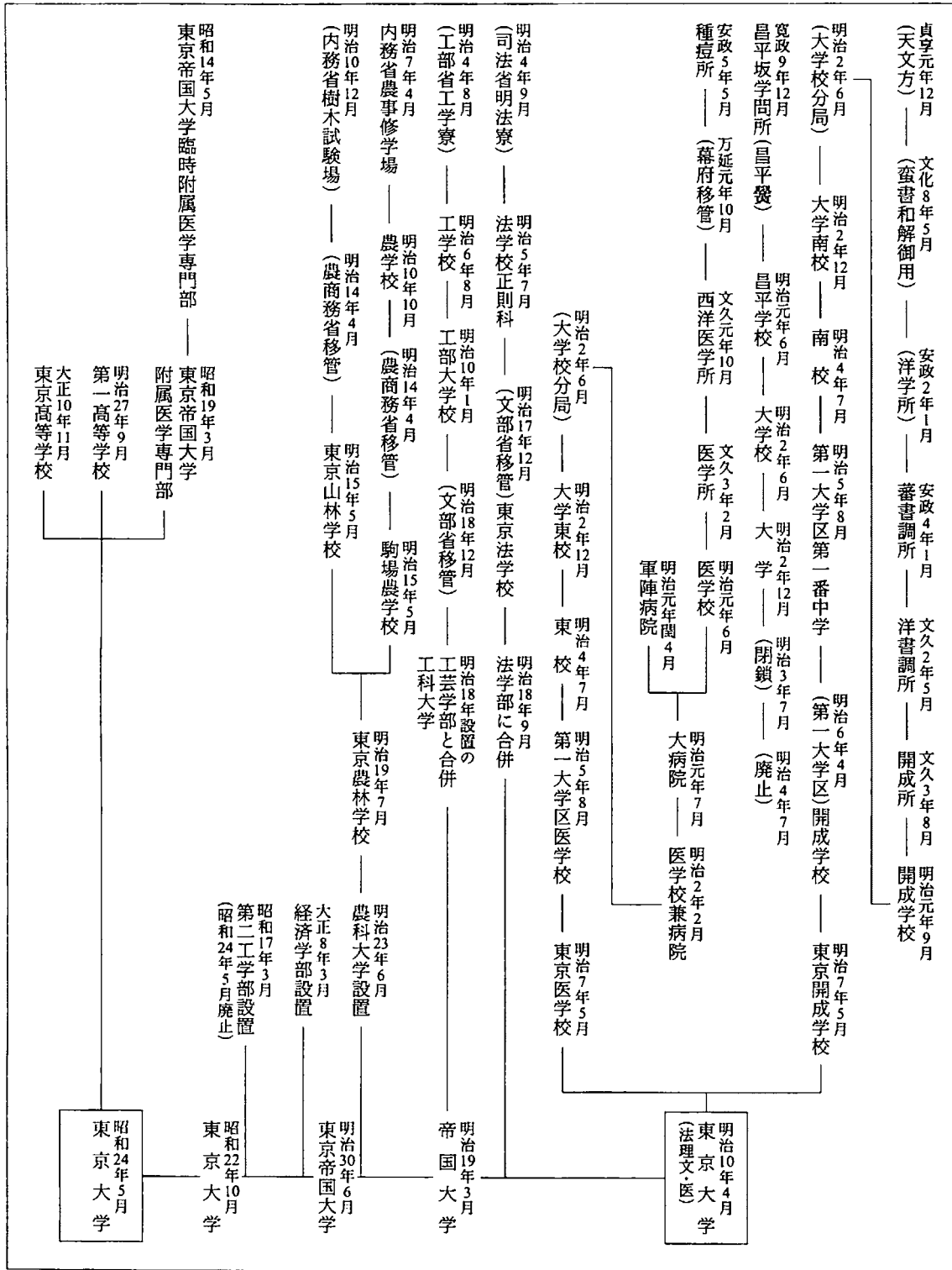
I 日本における大学の形成（第4回）

明治初期の大学とその基本的性格

日本における大学の形成は、一般的には明治期における欧米型の近代大学の成立に求められるが、かなり入り組んでいる。歴史家・大久保利謙はその名著『日本の大学』⁴⁾で、「わが大学の理念が成立したのは、明治19年に公布された「帝国大学令」とすべきである」と指摘し、それ以前の「明治初期の大学の大学」を「封建より近代への過渡期の産物」として、この間の大学史を「およそ二期に分つ」ている。すなわち「前期は復古主義の時代で、後者はその後を承けた啓蒙主義の時代である」⁵⁾。

前者の復古主義が近代的な大学と関係を持つとは想像しにくく、また実際、わが国の大学の基本的な方向は後者によって定められた。しかし、ここにはわが国の大学の基本的性格を規定する歴史的条件が示されている。次の指摘は重要である。すなわち、ヨーロッパの大学に対して「日本の大学は、その発祥において支那の大学制度を継受し、東洋の大学の系統を形成している。大学は始めから国家の施設として発足した国家の機関である。（…）大学の目的は国家に帰一し、この意味から大学自体の独立性はなかった」。しかも「この大学は、国家設立の教育機関ではあったが、きわめ

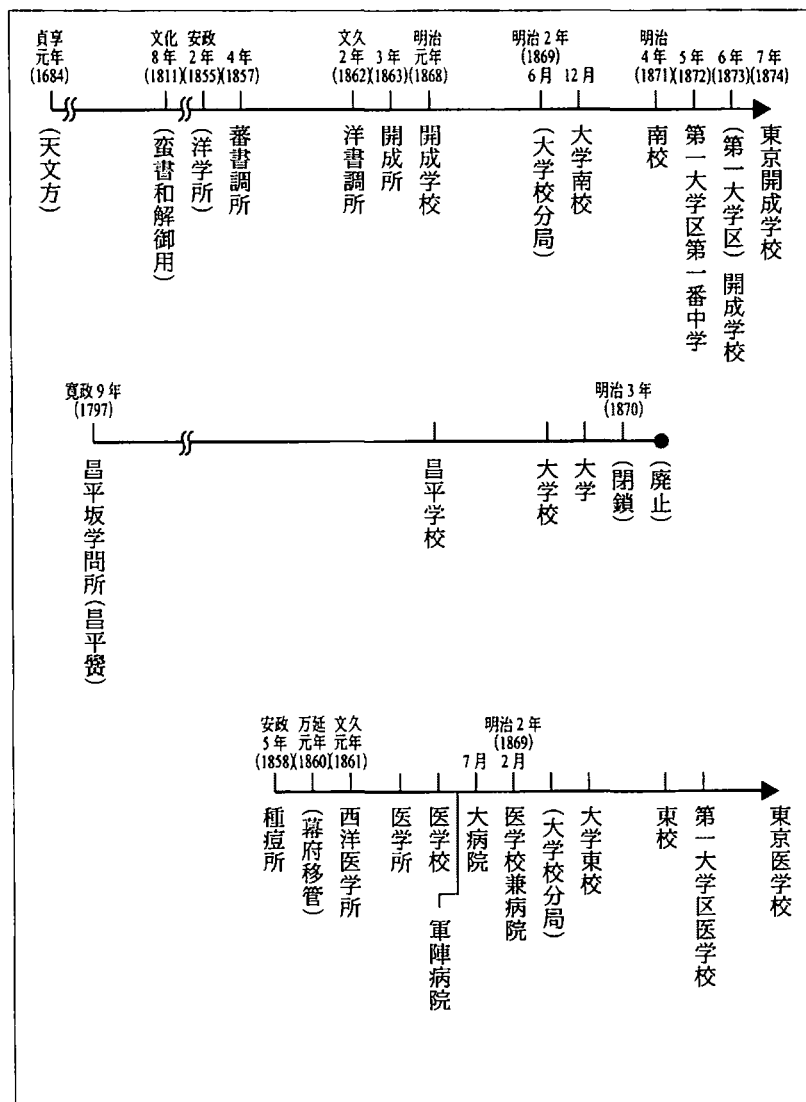
資料1-A 東京大学の沿革



て狭義の限られた身分の者を養成する学校であって、いわゆる官吏養成という限定された性質を持っていた。さらに、「明治以降、ヨーロッパ風の学校制度の移植とともに、ヨーロッパ風の大学が

設立されたが、なお大学が最初から国家の設立にかかり、永く官学主義をもって鉄則としておいたことは、日本古来の伝統が強く働いておいた結果であると考えられる」⁶⁾。

資料1-B 東京大学前史



学校法制から見ても、明治初期の大学は変遷はなほだしい。1877（明治10）年の東京大学を一つの画期とすると、資料1-A, 1-B⁷⁾から分かるように、それは、江戸時代以来の役所、明治初期の新たな役所・教育機関などが複雑に再編・糾合されて発足した。立花隆はこの経緯を極めて大胆に「東大は勝海舟が作った」と指摘している⁸⁾。

専門学校と「大学令」

さて、官立の東京大学に対して、この当時すでに数多くの私立専門学校が設立されていた。しかし、事実上の大学教育を施していても私立の学校は法制上は大学の扱いは受けられなかった。

その後、1886（明治19）年3月の「帝国大学令」をもって帝国大学が発足する。東京帝国大学が設立されて後、しばらくは一校のままに止まるが、1897（明治30）年に京都帝国大学が設立されると、それ以降、帝国大学は量的に拡大されてゆく。量的拡大は帝国大学だけではなく、それを補完する意味で各種専門学校、特に私立専門学校の拡充が進んでゆき、「大学」を名乗る私立専門学校も登場する。しかし法制上はあくまでも「専門学校」であり、「大学」を名乗る場合でも、帝国大学との間に明確な格差がつけられていた⁹⁾。明治末年には著名な私立専門学校はほとんど大学を名乗ることになるが、官立の帝国大学以外、公立・私立

資料2 大学一覧 (昭和18年度現在)

帝国大学

名 称	学 部	設 立	所 在 地
東京帝国大学	法・医・第一I・第二I・ 文・理・農・経	明治19・3	東 京 都
京 都 〃	法・医・工・文・理・農・ 経	明治30・6	京 都 市
東 北 〃	理・医・工・法文	明治40・6	仙 台 市
九 州 〃	医・工・農・法文・理	明治43・12	福 岡 市
北 海 道 〃	農・医・工・理	大正7・4	札 幌 市
大 阪 〃	医・理・工	昭和6・5	大 阪 市
名 古 屋 〃	医・工・理	昭和14・4	名 古 屋 市

官立大学

名 称	学 部	設 立	所 在 地
東京商科大学	商	大正9・4	東 京 都
新潟医科 〃	医	大正11・4	新 潟 市
岡山医科 〃	医	〃	岡 山 市
千葉医科 〃	医	大正12・4	千 葉 市
金沢医科 〃	医	〃	金 沢 市
長崎医科 〃	医	〃	長 崎 市
神戸商業 〃	商	昭和4・4	神 戸 市
東京文理科 〃	文・理	昭和4・4	東 京 都
広島文理科 〃	文・理	〃	広 島 市
東京工業 〃	工	〃	東 京 都
熊本医科 〃	医	昭和4・5	熊 本 市
神宮皇学館 〃	祭祀・政 経・国史・ 古典専攻 科	昭和15・4	宇 治 山 田 市

私立大学

名 称	学 部	設 立	所 在 地
慶 応 義 塾 大 学	文・経・法・医	大正9・2	東 京 都
早 稲 田 〃	法・文・商・ 政経・理工	〃	〃
明 治 〃	法・商・政経	大正9・4	〃
法 政 〃	法文・経	〃	〃
中 央 〃	法・経・商	〃	〃
日 本 〃	法文・商経・ 工・医・農	〃	〃
国 学 院 〃	文	〃	〃
同 志 社 〃	法・文	〃	京 都 市
東京慈恵会医科 〃	医	大正10・10	東 京 都
龍 谷 〃	文	大正11・5	京 都 市
大 谷 〃	文	〃	〃
専 修 〃	法・経	〃	東 京 都
立 教 〃	文・経	〃	〃
関 西 〃	法文・経商	大正11・6	吹 田 市
拓 殖 〃	商	〃	東 京 都
立 命 館 〃	法・文	〃	京 都 市
立 正 〃	文	大正13・5	東 京 都
駒 沢 〃	文	大正14・3	〃
東 京 農 業 〃	農	大正14・5	〃
日 本 医 科 〃	医	大正15・2	〃
高 野 山 〃	文	大正15・4	和 歌 山
大 正 〃	文	〃	東 京 都
東 洋 〃	文	昭和3・4	〃
上 智 〃	文・商	昭和3・5	〃
関 西 学 院 〃	法文・商経	昭和7・3	西 宮 市
藤 原 工 業 〃	工	昭和14・5	横 浜 市
興 亜 工 業 〃	工	昭和17・5	東 京 都
大 阪 理 工 科 〃	理工	昭和18・3	布 施 市

公立大学

名 称	学 部	設 立	所 在 地
京都府立医科大学	医	大正10・10	京 都 市
大阪市立商科 〃	商	昭和3・3	大 阪 市

(昭和19年『朝日年鑑』『毎日年鑑』など)

文部省所管外・外地の大学

名 称	学 部	設 立	所 在 地
京 城 帝 国 大 学	法文・医・理工	大正13・5	京 城 府
台 北 〃	文政・理・農・医	昭和3・3	台 北 市
旅 順 工 科 大 学	工	昭和11・4	旅 順 市
満 州 医 科 〃	医	〃	奉 天 市
東 亜 同 文 書 院 〃		昭和14・12	上 海 海 格

大学は実質的にはなかったと言ってよい。

帝国大学以外の大学が名実ともに認められたのは、第一次世界大戦下、1918（大正6）年9月に開始された臨時教育会議の答申（1919（大正7）年6月）をうけて公布された「大学令」（1919（大正9）年12月）による。これによって、官立の帝国大学の他、財団法人・公共団体による大学設立が認められ、それらによって設置された公私立大学は帝国大学と同格とされた（大学令第6条）¹⁰⁾。

戦前の大学一覧（資料2）¹¹⁾を見ると、この大学令以降、続々と私立大学が設立され、1925（大正14）年末までに総計19校を数えることが分かる。ただし、堂々たる総合大学の体をなした私立大学もあったが、多くは文科系の1～2学部に予科をあわせたもので、学生数は極めて少数であり、帝国大学に比して著しく小規模であった。

東亜同文書院大学の位置

本学の前身と言われる東亜同文書院は1901（明治34）年5月26日、上海に設立され、まず商科ついで政治科を設置した。その後、1921（大正10）年に専門学校令による外務省の指定学校となり¹²⁾、さらに1939（昭和14）年12月には東亜同文書院大学に昇格する（資料3）¹³⁾。

この間の事情は必ずしも詳らかではない。『東亜同文書院大學史』[8, 154-156頁]はこう述べる。「昭和12（1937）年8月に勃発した第二次上海事変により、既述のとおり同文書院は長崎へ移転したが、この頃から、大内院長をはじめ教職員、同窓の間に、書院を大学に昇格して時勢の推移に対応すべしとの意見が起り、在学生もまた学生大会を開催して大学昇格を決議し、これを院長に提出するに至った」。ただし、この後に出された院長の檄文に、「大学に昇格し、規模・学生数を増大する」こと、「学閥に左右されるわが国社会事情に対応するためにも大学昇格に必要がある」と主張されている点が、当時の状況・戦局だけではなく学制改革論を反映しているように思われ

る¹⁴⁾。

1943（昭和18）年時点で日本の大学は、帝国大学・官立大学・公立大学・私立大学と文部省所管外・外地の大学をあわせて、55校を数えるに過ぎない。いずれにせよ、本学の前身・東亜同文書院大学はその一角を占めることになったのである（資料2）。

II 戦後の学制改革（第8回）

1945（昭和20）年8月15日、「ポツダム宣言受諾」の詔勅が下され、さらに同年9月2日、東京湾の戦艦ミズーリ上で降伏文書に調印がなされて日本の敗戦が確定する。

これを境にして、戦後の新しい教育制度への模索が始まる。文部省はいち早く9月15日に「新日本建設ノ教育方針」を出す、「今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ勉ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途」とするという中途半端なものだった。その後、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）は教育に関する4指令を発し、戦前の教育のあり方を否定する。1946（昭和21）年3月には、アメリカから教育使節団が訪れ、日本の教育調査を行い、『アメリカ教育使節団報告書』を出し、大まかな教育改革方針を示した。同年8月には教育使節団に協力した日本側委員を中心にした教育刷新委員会が発足し、この委員会の報告書をベースにして、戦後の新しい学制が議論され、1946年11月3日に「教育基本法」が、翌1947（昭和22）年3月31日に「学校教育法」が公布され、両法とも翌4月1日から施行された。

新学制の特色は標語的に言えば、教育の機会均等、普通教育の普及向上と男女の差別の撤廃、学制の単純化、学術文化の進展である。大学制度もこれらのほとんどすべてに関わるが、戦前のように高等教育を少数の特権者に占有させず多数者に開放する、つまり大学の数を増やし進学者を増大させるという点が重要である。今日まで続く大学の「大衆化」「マス化」が初めから志向されてい

資料3 大学略年表

【東亜同文書院の設立から閉校まで】

西暦	月	項 目
1898		東亜同文会成立、会長近衛篤磨貴族院議長
1901	5	中国・上海に東亜同文書院（政治科・商務科）設立
1907	6	5期生より中国調査旅行開始
1916	4	同文書院中国語テキスト『華語萃編・初集』出版
1917	4	上海西郊の徐家匯虹橋路に新校舎完成
1918	7	中華学生部新設（11月、第1次世界大戦終結）
1920	10	書院20周年式典、修業年限4年に延長、『支那省別全誌』全18巻刊行完了、『支那研究』創刊
1921	7	専門学校令による外務省指定学校となる
1926	3	近衛文麿、院長に就任。（～1931年12月）
1930	12	書院生反戦ビラ配布、学生検挙事件
1931	4	作家・魯迅が東亜同文書院で講義
1939	4	大学予科1回生、160名入学
	12	東亜同文書院大学に昇格
1944	2	本間喜一学長就任
1945	8	（第2次世界大戦終結）
		敗戦により閉校。中国側により接收

【愛知大学の設立】

1946	1	旧大学令により、愛知大学設立。予科併設
	11	（日本国憲法公布）
1947	4	法経学部（法政科・経済科）開設
1949	4	学制改革により、新制大学移行
		法経学部（法学科・経済学科）、文学部（社会学科）設置
1950	4	文学部・文学科増設
		短期大学部第2部・法経科（豊橋・車道）、文科（豊橋）設置
1951	3	私立学校法により、学校法人愛知大学に組織変更
1953	4	大学院法学研究科・公法学専攻、経済学研究科・経済学専攻（各修士課程）設置
1955	4	華日辞典編纂処（現、中日大辞典編纂所）設置
1956	4	文学部・史学科増設／文学専攻科・国文学専攻設置
		経学部第2部（法学科・経済学科）設置
1957	4	大学院法学研究科・私法学専攻（修士課程）増設
1958	4	文学部・哲学科増設
1959	4	短期大学部（女子）文科設置
1961	4	短期大学部（女子）生活科増設
1963	4	法経学部・経営学科、法学研究科・私法学専攻（博士課程）増設
1966	4	法学部第2部（豊橋）開講
1968	2	『中日大辞典』刊行
1977	4	大学院経営学研究科・経営学専攻（修士課程）増設
1978	4	大学院経済学研究科・経済学専攻（博士課程）増設
1979	4	大学院経営学研究科・経営学専攻（博士課程）増設
1988	4	名古屋キャンパス（三好町）開校
1989	4	法経学部改組 法学部1部・経営学部（名古屋）、経済学部1部・2部（豊橋）、法学部2部（車道）配置
1991	4	中国研究専攻（修士課程）、文学研究科・日本文化専攻、地域社会システム専攻、欧米文化専攻（各修士課程）増設
1993	4	大学院文学研究科・地域社会システム専攻（博士課程）増設
1994	4	大学院文学研究科・日本文化専攻、欧米文化専攻、中国研究科・中国研究専攻（各博士課程）増設
1997	4	現代中国学部設置
1998	4	国際コミュニケーション学部設置
1999	4	文学部文学科改組。日本・中国文学科、欧米文学科配置
2000	4	短期大学部学科名称変更
2001	4	大学院法学研究科・公法学専攻（博士課程）増設
2002	4	大学院国際コミュニケーション研究科・国際コミュニケーション専攻（修士課程）設置
2002	10	文科省「21世紀COEプログラム」（国際中国学研究センター）採択
2003	9	文科省「特色ある大学教育支援プログラム」（現代中国学部）採択
2004	4	車道新キャンパス開校
		法科大学院設置、法学部3・4年次生を車道キャンパスへ移転
2005	4	経営学部・会計ファイナンス学科設置
		文学部改組、人文社会学科設置
		短期大学部改組、ライフデザイン総合学科設置
2006	4	会計大学院設置

たのである。

新制大学の法制は学校教育法第52条で定められた。「大学は、學術の中心にして、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」。この条文は、大学は専門教育と専門研究の二つを目的と規定する点や表現で戦前の大学令第1条と極めて類似している。しかし、法的には憲法23条「学問の自由」、旧教育基本法第2条をもとに、学問教育の目的が国家目的から独立させられている点が決定的に異なっている。さらに、大学の修業年限は4年を原則とし、また総合大学が望ましく、単科大学は例外とするなども定められた。

これにもとづいて、最初の新制大学として、1947（昭和22）年春に公私立大学12校が認可された。それに対して、旧高等教育機関を統合して設立される国立大学は、その組織の管理運営問題および旧帝国大学との格差問題が原因となって、出遅れることになった¹⁵⁾。1949（昭和24）年に公立71校、私立81校が設立され、前年度までに設立されたものをあわせて178校が設立された。

新制大学としての愛知大学

本学もこの時期に設立された。その詳細に関しては『小史』・『五十年史』や別講に譲るが、大学略年表（資料3）にある「1946年1月旧大学令により愛知大学設立」と「1949年4月学制改革により新制大学に移行」という記述に注目しよう。これに関して第3代学長・小岩井浄は「新制大学というのはよかれあしかれ予期しなかったことである」と回想している¹⁶⁾。旧大学令によって設立認可を受け、予科および学部全学年が開講され、その整備に忙殺されていた時期における制度変更である。たしかに予期せぬ事態とはいえ、敗戦によって母体であった東亜同文会は解散し、東亜同文書院大学も廃校となり、行き場を失った学生・教職員にとっては新しい大学の設立が切実な願望だった。「外地ノ大學専門学校ニ在籍スル學徒ノ轉入學ノ困難ヲモ緩和セシムル」（設立趣意書）

という設立の趣意を全うするためには、新しい制度に対応して新制大学を設置しなければ、大学は存続できないのである。

1948年5月から移行のための議論を開始し、法・経・文の3学部設置と新制・旧制を当分の間併置するという新学制への転科方式を決定した。9月には予科を主にして教養部を構成し、文部省の方針に応じて自然科学系の充実を考慮するという大略が決定され、1949年1月21日付で新制大学への移行を「Aクラス大学の折り紙つき」¹⁷⁾で認可される。新制の学部構成は法経学部（法学科・経済学科）と文学部（社会学科）であるが、旧制および別科（法政・経済・文学の別科夜間2年間）の三本立てとなっていた。

しかし、新制大学への移行は大きな負担を伴った。第一は財政面である。新制大学の設置経費および新旧の併置による大学予算の増大である。設置に際して国からの補助はなく、最終的には学費値上げというかたちで学生・父母に頼らざるを得なかった。その後のさまざまな事件の影響もあるにせよ、財政基盤の確立が本学の経営の最大の課題として重くのしかかってくる。

第二は、新制大学の特徴的な「一般教養科目」の設置とそれを担う教養部の問題である。もともとはアメリカの教育概念“general education”で、新制大学に導入された高度な普通教育を意味する。1947年の「大学基準」で外国語教育・保健体育教育とあわせて「一般教養科目」が設定され、それらからなる教育課程が「一般教養課程」として新制大学に必置とされ、その後1950（昭和25）年から「一般教育科目」と改称されるとともに、外国語教育を除く普通教育科目からなるコース名称となり、定着する。当初から自然科学・人文科学・社会科学の3分野によって編成されていた。旧制愛知大学は文科系で自然科学の教育課程が弱く、それを担う教員も不足していた。新制大学設置認可書には、自然科学系図書の実と教育組織設備の充実の2項目が設置条件として指示されたが、これに対して、自然科学の講義のために建物

資料4 大学・短期大学等の入学者数及び進学率の推移



[出所] 文部(科学)省「学校基本調査」(昭和25年以前については「文部省年報」)

一棟をあてた自然科学館を用意し、教養部を設置することで積極的に対応した。こうして、教養部による教養教育（自然科学・人文科学・社会科学の3分野と外国語および体育）と学部による専門教育という、近年まで長く続く体制が整った。しかし、愛知大学にとどまらず、日本のすべての大学に共通するが、一般教養・一般教育には大きな問題が含まれていた。まず、歴史的文脈では一般教育は職業教育に対比されるが、日本ではもっぱら専門教育と対比して理解されがちで、大学では補助科目として学生・教員双方から軽視される傾向が強く、高校教育の繰り返しであるという学生からの批判、専門教育の質を下げる原因ではないかという産業界からの批判を繰り返し受ける。他方、学生の半数を抱えるこの教育課程はいわゆる大学教育のマスプロ化の象徴であった。さらに、専門学部教員に比べて研究条件・教育条件でも格差を強いられた。

愛知大学では、教養部組織問題は設立後から1955年あたりまで再三にわたって議論され、いったんは収束するが、1990年代には新しい問題のなかで再燃する。すなわち、1991年の大学設置基準の大綱化によるカリキュラムの自由化と、少子化による18歳人口の減少と臨時定員返上にもなう大学財政強化の必要という状況の中で、教養部を廃止し新学部を設置するという問題である。主としては教学内容とその組織に関わるものであるが、財政問題とも密接に関連しており、この問題の処理が現在に至るまで大きな影響—正確には禍根と言うべきか—を残しているように思われる。

おわりに

とはいえ、本学（旧制・新制）設立当時の大学や大学生の地位に注意しておく必要がある。昭和25年あたりの高等教育機関進学者数は22万人程度、進学率は8%程度である（資料4）¹⁸⁾。アメリカの教育社会学者マーチン・トロウによる有名

な大学進学率に基づく指標でみればエリート段階である。大学生はまだまだ社会のごく一握りのエリートであり、大学と大学生の社会的威信は現在とは比べものにならないほど高かった。また当時、全国の大学数はまだ200校に足りず、中部地区の地方都市に設立されたにせよ、近隣に有力大学はまだ少なく、本学の威信は極めて高かったと推測される。

この後、高度経済成長期を通して、大学数も増加し、進学者・進学率が急上昇して、1968（昭和43）年にはマス段階に達する。一方では高度経済成長が享受されるが、他方では学園紛争が全国を覆う時代である。そして、2005（平成17）年、わが国の大学・短大の進学率はついに51.5%に達し、専門学校を含めての高等教育機関への進学率は75%にまで上昇した。ユニバーサル段階に完全に突入したわけである。また、少子化・18歳人口の減少によって入学率が100%を越えるという段階もすぐ目の前に見えている。各大学がその理念・目的に沿って、一定の水準を維持しながら同時に規模を維持することそのものが極めて難しくなっているのである。

本学もその例に漏れない。過去の威信はもはや通用しないが、そこから目を背けてはいられない。虚心坦懐に現状を受け入れて知恵を絞り、将来の発展を模索しなければならない。

註

- 1) 太田 [6]。
- 2) こうした志向は授業の目標や内容の構成に大きく影響を与える。十分な検討が必要であろう。また、大学史の場合には、受講者に一定の歴史学上の教養を前提せざるをえないが、この前提が本学においてどの程度まで満たされているかを考慮しなければならない。
- 3) 基本的な構想は以下の通り。「大学の制度史の中で愛知大学の歴史を語るエポックとして3つの時期を設定した。本学の前身と位置づけられる東亜同文書院大学の時代、愛知大学の創設の時代、そして大学改革の時代である。およそ、戦前の『大学令』下の大学、戦後の学制改革における大学、『大学設置基

- 準の大綱化』以降の大学である」（太田 [6]）。第三期には武田学長が担当された第11回「法経学部分離と三好移転」、第12回「教育組織の改革」がほぼ対応する。
- 4) 大久保 [5] 参照。大久保は「大学における日本的性格の探求は、日本の大学史の最も重要な課題である。この問題はそれ事態としてすこぶる広汎で、結局日本の大学史全般がこれにかかっていると考えられる」（[5, 序説, 19頁]）として、大学の制度的方面と教授内容を問題にしている。
 - 5) 大久保 [5, 324頁]。
 - 6) 大久保 [5, 324-5頁]。
 - 7) 立花 [7] (上)の図4 (34頁)、図5 (35頁) から作成。
 - 8) 立花 [7, 第1章] 参照。江戸幕府の天文方・蕃書(洋書)調所から発し、大学南校・東京開成学校に至る洋学研究と、種痘所・医学所に発し、大学東校・東京医学校に至る医学研究とが合流して東京大学となる。「東大は勝海舟が作った」とは、勝が中心になって蕃書調所を組織したという意味である。なお同書、特に下巻には東亜同文書院関係者、愛知大学設立に関わった人々の名が何人も登場する点を指摘しておく。
 - 9) 旧制「専門学校」に関しては天野 [3] などを参照。
 - 10) 新設大学の設備基準は厳しく定められ、大学の濫立は防止されている。たとえば、カリキュラム・教員任用などの面では文部省に許認可権があり、設立に際しては供託金を国に納める必要があった。また、議論として出ている女子大学は時期尚早ということで認められなかった。
 - 11) 海原 [4, 147頁] の「大学一覧」を利用させていただいた。
 - 12) 資料1-Aに見られるように、明治期には文部省所轄の大学・帝国大学以外に、政府の各省はその分野の専門家を養成するために独自の高等教育機関を設立し、その多くは後に専門学校に位置づけられるようになる。これに関しては天野 [3] 参照。東亜同文書院も設立者・近衛篤磨と外務省との関係があるにせよ、また時期的には遅れるが、同様の位置にあると思われる。
 - 13) 2006年度愛知大学講演会総会・支部総会日用パンフレット所収の年表を援用した。
 - 14) 『東亜同文書院大學史』[8, 155頁]「翌13年1月、「大内院長は同窓生全員に対し、「東亜同文書院の昇格問題に就き、あえて同窓各位諸氏に懇う」と題す

る檄文を発送し、大学昇格の必要を説くと共に、同窓の賛同と支援を要請した。」檄文の要旨は、「戦局の拡大に伴い、戦後工作上わが書院の果たすべき使命はますます重かつ大となったが、この大使命を果たすにはまず国家に対し最も有効適切な方法を探るべきであり、その具体的手段としてわが書院を大学に昇格し、規模・学生数を増大すると共に教育面の拡充を図る必要があること。今後の戦後工作において多数の人材が必要視されるが、単に縁の下の力持ち的な人材の養成であってはならず、大所高所に立って広く東亜の経緯に参画し得る人材を養成する必要がある、ややもすれば学閥に左右されるわが国社会事情に対応するためにも、大学昇格の必要があること。また、この時期はわが書院をして中国研究の最高学府とする絶好の機会であることを強調したものだ」。

- 15) 帝国大学を前身とする国立大学が講座制をとるのに対して新設の国立大学が学科目制を余儀なくされたことで、国立大学間の格差問題が生じたからであり、後々まで尾を引くことになる。
- 16) この件は『小史』では省かれている。『五十年史』[1, 88頁]より再引用。
- 17) 『五十年史』[1, 123頁]。
- 18) 文部科学省中央教育審議会資料 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/001/03090201/003/002.pdf)。

参考文献

- [1] 愛知大学五十年史編纂委員会（編）『愛知大学五十年史（通史編）』愛知大学、2000
- [2] 愛知大学小史編集会議（編）『愛知大学小史一六十年の歩み一』梓出版社、2006
- [3] 天野郁夫『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、1989
- [4] 海原徹『改訂新版日本史小百科〈学校〉』東京堂出版、1996
- [5] 大久保利謙『日本の大学』玉川大学出版部、1997
- [6] 太田明「大学史をどう語るか—大学史講義案—」『一般教育論集』2006
- [7] 立花隆『天皇と東大（上・下）』文藝春秋、2006
- [8] 大学史編纂委員会（編）『東亜同文書院大學史』瀧友会、1982